

鳥取県木育推進モデル支援事業

県内の木育を推進するため、木材に親しみ、木材の良さや木材の利用の意義を学ぶ木育の推進モデルとなる活動を支援します。

木育教材導入支援事業

木育の取組を進めるための木製玩具、木製品キットの導入に要する経費の助成

- 補助対象経費：木育の取組を進めるための木製玩具、木製品キットの導入に要する需用費、備品購入費
(県内事業者が製造しているものに限定します。)
- 補助率：1/2 (1団体1回/年度)
- 補助金の上限：10万円
- 補助対象者：保育・教育機関(公設を除く。)、社会福祉法人、特定非営利活動法人、自治会・町内会の組織、木育団体、営利を目的としない木育活動に取り組む民間事業者等



木育実践事業

木育インストラクターと連携した木育に取り組む団体の増加等に繋がる波及効果の大きな取組又は木育指導スキルの向上に繋げる取組に要する経費の助成

- 補助対象経費：
 - ①木育インストラクターと連携した木育に取り組む団体の増加等に繋がる波及効果の大きな取組に要する経費(※)
 - ②木育インストラクターの養成に取り組む者と連携した自団体や他団体の木育指導スキルの向上に繋げる取組に要する経費(※)※報償費、旅費、需用費(印刷製本費、燃料費、消耗品費、原材料費等)、役務費(保険料、広告宣伝費等)、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(委託は原則県内事業者)
※県産材で作られた玩具購入に要する経費を含む
- 補助率：1/2 (1団体1回/年度)
木育インストラクター又は木育インストラクターが所属する団体が実施する場合は2/3
- 補助金の上限：40万円
- 補助対象者：市町村、企業等、県内で木育に取り組む団体
(県内に事業所又は活動拠点を有しない者は除く。)

交付要綱、様式はホームページからダウンロードしてください。<https://www.pref.tottori.lg.jp/314399.htm>
(鳥取県木育推進モデル支援事業で検索)

<問い合わせ先>

- ・東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課
- ・中部総合事務所農林局 林業振興課
- ・西部総合事務所農林局 農林業振興課 林業振興室
- ・西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課
- ・県庁森林・林業振興局県産材・林産振興課

電話0858-72-3826

電話0857-23-3182

電話0859-31-9678

電話0859-72-2021

電話0857-26-7264

